

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	A Z－COM丸和ホールディングス株式会社			コード	9090
提出日	2026/6/4		異動（予定）日	2026/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	館 逸 志	社外取締役	○													○	有
2	船本 美和子	社外取締役	○													○	有
3	上條 正仁	社外取締役	○							△							有
4	後藤 紘子	社外取締役	○													○	有
5	岩 崎 明	社外監査役	○													○	有
6	門口 真人	社外監査役	○										△				有
7	市川 恭子	社外監査役	○										△				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		館逸志氏は、内閣審議官や国土交通省政策統括官など要職を歴任され、経済・財政等の豊富な見識を有しております。当社グループの中長期成長戦略に活かしていただけることを期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
2		船本美和子氏は、弁護士としての専門的知見や企業法務等に関する豊富な経験を有しており、当社グループの企業価値向上に向け、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役に選任しております。なお、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
3	上條正仁氏は、当社の主要な取引先である㈱埼玉りそな銀行の取締役会長に2014年6月まで従事しておりましたが、既に退任しており、当社における同行に対する取引の内容等に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 なお、直近事業年度における連結総資産に占める同行からの借入金残高の割合は2％未満であります。	上條正仁氏は、長年に渡り銀行業界にて勤務し、代表取締役社長及び会長を歴任されとともに、近年では上場企業の社外取締役や指名報酬委員長なども務めており、企業経営やコーポレートガバナンス、サクセッションプランなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。そのため、企業の持続的成長の観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
4		後藤紘子氏については公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。また、海外勤務経験やスタートアップ企業の内部監査業務経験等を有しており、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役に選任しております。なお、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
5		岩崎明氏は、現在も経営診断や経営戦略指導を数多く行っていることから、幅広い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視野で監査頂きたいため、社外監査役に選任しております。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
6	門口真人氏は、過去に当社の取引先であるみずほ信託銀行㈱の常務取締役及び㈱みずほフィナンシャルグループの常務執行役員に従事しておりました。同社グループは当社の取引先ですが、当社における同社グループに対する取引の内容等に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 なお、直近事業年度における当社グループの取引額に占める当該取引金額の割合は3％未満であります。	門口真人氏は、金融機関での長年の勤務経験を通じて、財務経理業務に精通し、監査業務にも豊富な経験と見識を有しており、その経験から監査役の職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外監査役に選任しております。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

7	市川恭子氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身ですが、同監査法人在職中に当社の会計監査に関与しておらず、同監査法人を退職してから10年超経過しております。また、当社における同監査法人に対する取引の内容等に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 なお、直近事業年度における当社グループから同監査法人への支払額は、同監査法人の業務収入の0.1%であります。	市川恭子氏は、監査法人における長年の監査業務や経営助言業務の経験、監査等委員の経験を通じて、会計・監査及びガバナンスに関する幅広い見識を有しており、これまでに直接会社経営に関与したことはありませんが、経営全般に対する監査業務を遂行できると判断したため、社外監査役に選任しております。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
---	---	--

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。